

保護者の皆様

東京都都民安全推進本部

## 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入について

早春の候、ますますご健勝のことお慶び申し上げます。

さて、東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、本年4月1日から、自転車利用者（自転車利用者が未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入している必要があります。

保護者の皆様におかれましては、日頃よりお子様に自転車の安全利用等に対する指導等に御尽力いただいているところと拝察されますが、近年多発する自転車事故に対する備えとして、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に御加入いただきますようお願いいたします。

## ○自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等とは

「自転車保険」などの名称で販売されるもののほか、点検整備された自転車の車体に付帯された保険（TSマーク付帯保険）などがあります。

また、既に加入している自動車保険や火災保険などに特約として付帯されている場合もありますので、加入状況をご確認ください。

新たに保険等に加入される場合には、インターネットやコンビニエンスストアで手軽に加入できるものもあります。

詳細は、都民安全推進本部ホームページを御確認ください。

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitenshahoken/>



都民安全推進本部ホームページ  
二次元コード

## ○（参考）高額賠償事故事例

判決認容額（※）	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成20（2008）年6月5日判決）

（※）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：一般社団法人日本損害保険協会HP